

奥多摩周遊道路にて特別街頭検査を実施

ー 不正改造車1台に対し東京運輸支局より整備命令書を交付 ー

自動車技術総合機構関東検査部は、関東運輸局東京運輸支局及び警視庁と連携し、不正改造車を排除するために特別街頭検査を実施しました。

その結果、計37台の車両を検査し、後部反射器（取外し）、後写鏡（面積不足）、方向指示器（面積不足及び取付位置不良）の不正改造に対し、道路運送車両法に基づき東京運輸支局より整備命令書を交付しました。

なお、整備命令書の交付を受けた自動車の使用者は、必要な整備を行い、最寄りの運輸支局又は自動車検査登録事務所で車両の確認を受けていただくこととなります。

◎実施場所及び日時 奥多摩周遊道路 川野駐車場内
（東京都奥多摩町川野881番地先）
令和6年8月24日（土）9：00～11：00

◎検査車両台数 37台（内訳 四輪車1台、二輪車36台）

◎うち、整備命令書交付台数 1台（内訳 二輪車のみ）

◎不正改造内容 後部反射器（取外し）、後写鏡（面積不足）、
方向指示器（面積不足及び取付位置不良）



お問い合わせ先

〒160-0003 東京都新宿区四谷本塩町4-41 住友生命四谷ビル
独立行政法人自動車技術総合機構 企画部企画課
電話 03-5363-3441（代表）
FAX 03-5363-3347